

基安安発0427第1号
基安労発0427第1号
基安化発0427第1号
平成22年4月27日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

工業標準の制定及び改正について (公示)

標記については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり制定及び改正がなされ、平成22年5月25日付け官報に公示する予定である。

内容については、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供することとされるので了知されたい。

なお、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

(別添)

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年5月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年5月25日

厚生労働大臣 長妻 昭
経済産業大臣 直嶋 正行

記

1. 制定された日本工業規格

感染性物質に対する防護服－フェースマスク－人 工血液に対する耐浸透性試験方法（一定量、水平噴 出法）	T 8 0 6 2
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第4 部：手袋の試験方法及び要求性能	T 8 1 2 5－4
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第5 部：脚半の試験方法及び要求性能	T 8 1 2 5－5
手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第6 部：上半身防護服の試験方法及び要求性能	T 8 1 2 5－6

2. 改正された日本工業規格

化学防護服－防護服材料の加圧下における耐液体 浸透性試験	T 8 0 3 1
血液及び体液の接触に対する防護服－防護服材料 の血液媒介性病原体に対する耐浸透性の求め方－ Phi-X174バクテリオファージを用いる試 験方法	T 8 0 6 1
静電気帯電防止靴	T 8 1 0 3
化学防護服	T 8 1 1 5
固体粉じんに対する防護服－第1部：浮遊固体粉じ ん防護用密閉服（タイプ5化学防護服）の性能要求 事項	T 8 1 2 4－1

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲
覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及
び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全課、労働衛生課及
び化学物質対策課においても閲覧に供する。